

令和7年流山市教育委員会会議第12回定例会会議録

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 日 時 | 令和7年12月18日（木曜日） |
| | 開会 | 午前10時00分 |
| | 閉会 | 午前10時35分 |
| 2 | 場 所 | 流山市立江戸川台小学校 図書室 |
| 3 | 出席委員 | 教 育 長 吉田 瑞穂 教育長職務代理者 宮田 義則 委 員 羽中田 彩記子 委 員 宮本 尚子 委 員 勝本 正實 委 員 上條 理恵 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 傍聴者 | なし |
| 6 | 出席職員 | 教育総務部長 新倉 英之 学校教育部長 南 晓男 学校教育部次長兼学校教育課長 郡司 美紀 生涯学習部次長 兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋 教育総務課長 横尾 伸一 学校施設課長 横山 則之 指導課長 高畠 佐文 いじめ防止相談対策室長 吉川 正一 |
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 遠山 美保 教育総務課庶務係長 石川 春樹 教育総務課会計年度任用職員 寺坂 真佐美 |

8 議案等

議案第31号 流山市いじめ防止基本方針の改定について

議案第32号 教育委員会表彰について

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

吉田教育長

ただいまから、令和7年流山市教育委員会会議第12回定例会を開会します。

まず、令和7年流山市教育委員会会議第11回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特になしということですので、承認ということにします。

これより議事に入ります。

議案第31号「流山市いじめ防止基本方針の改定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

本議案は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、流山市のいじめ防止対策に関する基本的な方針として改定するものです。これまで教育委員会委員協議会で御意見をいただいてまいりましたが、この度、改定の最終案が整いましたので、議案として上程させていただきました。詳細についてはいじめ防止相談対策室長より御説明いたします。

いじめ防止相談対策室長

本年9月の教育委員会委員協議会後、庁内の会議や議会説明の結果、一部を修正していますので、その辺りを中心に御説明します。はじめに改定案（修正箇所網掛け版）4ページをお開きください。1点目の修正は、これまで「3子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保」の（3）として保護者の第一義的責任を記載していましたが、内容が子どもの権利擁護や意見表明には当てはまらないため、3からは削除することにしました。なお保護者の第一義的責任の記載は、24ページ「第4 いじめの問題への対策のために保護者が行うこと」に、今回の改定において方針の中に盛り込んでいます。2点目は21ページの赤色の箇所です。修正内容は、毅然とした対応についての記載の位置と、出席停止の文言の削除になります。出席停止の措置は極めて

慎重に行う必要があり、出席停止の記載があることにより、保護者が安易に出席停止の措置を期待することができないように削除することにしました。3点目は23ページの赤色の箇所で、警察との連携についてです。27ページの重大事態についての箇所に記載していますが、学校が行うことのひとつとして明確にするため、23ページにも記載することにしました。4点目は34ページです。組織関係図の附属機関の位置を、現行の方針と同じような場所に配置することにしました。最後に表紙になりますが、これまで改定予定日を令和8年1月1日として考えていましたが、現行の方針が教育委員会会議で議決をいただいた令和4年5月26日に改定しているため、今回の改定についても議決日である本日とさせていただきたいと考えています。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願ひします。

羽中田委員

34ページの図について、以前は入っていた、関係機関からいじめ問題対策連絡協議会への「参加」という文字が今回はないのですが、これは意図的に外したのですか。

いじめ防止相談対策室長

改定後も、いじめ問題対策連絡協議会に警察・法務局・医療機関等が参加するのは変わらないのですが、「参加」という言葉がないことにより違和感があるのであれば、改めて加えて問題はないと思っています。

羽中田委員

それと、「学校警察連絡協議会」は地区の学校区の学校も入って行う会議だと思いますが、そうすると、「関係機関」の中に「学校」は入っていませんが、学校と警察の連絡会ということであれば、ここに「学校」は入れなくてよいのですか。

いじめ防止相談対策室長

前回も「学校」は入れてはいないです。

羽中田委員

それで誤解がなければ別に問題はないと思いますが、一般的に知らない方が見た時にどういう組織なのか疑問が残るのではないかと、この図を見て思いました。

吉田教育長

関係機関の中に「学校」を入れた方がよいかどうかということと、附属機関と関係機関の間に「参加」を入れるかどうかということですね。まず「学

校」が入った方がよいかどうかですが、ここに学校が入るのは当たり前だから、ということもあるのですが、委員の方の中で入れた方がよいということであれば検討しないといけないかと思いますが。

上條委員

学校が主体で学校がスタートなので、そこからの関係機関ということになれば、学校以外の機関でよいと思います。また、附属機関と関係機関の間に「参加」ではなく「連携」という言葉を入れてはどうですか。

吉田教育長

確認したいのですが、いじめ問題対策連絡協議会には警察・法務局・医療機関・児童相談所は必ず参加しているものなのですか。

いじめ防止相

必ず参加しています。

談対策室長

吉田教育長

そもそもいじめ問題対策連絡協議会はこの関係機関の方々で、いじめ対策調査会には入っていないのですね。そうした中で、連携とするのか、いじめ問題対策連絡協議会のところだけ連携とするのか、連携するのは当たり前なのでこのままにするのか、3パターンあると思いますが。

いじめ防止相
談対策室長

学校と市の関係部局が「連携」でつながっていますが、同じように市の関係部局と附属機関も「連携」でつなぎ、さらに附属機関と関係機関もつなぐのですが、そこには「連携・参加」のような形でつなぐと全て網羅できると考えたのですが、いかがでしょうか。

上條委員

いじめ問題対策連絡協議会が関係機関のメンバーで構成されているのであれば、「参加」はいらないのではないかですか。ここだけ「参加」をいれなくても、「連携」でいいのではないかでしょうか。

勝本委員

それでよいと思います。

吉田教育長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(異議なし　との声あり)

吉田教育長

それでは連携の矢印を2箇所に入れることとします。

| | |
|-------------|---|
| 勝本委員 | これは市のホームページ等で周知するのですか。 |
| 吉田教育長 | 各学校に周知して、各学校も作成し、保護者にも周知します。 |
| いじめ防止相談対策室長 | 保護者の方に意見をいただき改定を行っていますので、例えばスキットメールなどで、市のいじめ基本方針が改定され、ホームページのここに載っています、といった周知はしていこうと思っています。 |
| 勝本委員 | 市民への周知はどのような方法で行うのですか。 |
| いじめ防止相談対策室長 | 検討はさせていただきたいと思いますが、「広報ながれやま」等を使い、幅広く改定されたことが伝わるようにしていきたいと考えています。 |
| 羽中田委員 | 「いじめ対策調査会」とは文部科学省の言っている「いじめ調査委員会」と同じと考えてよいのですか。 |
| いじめ防止相談対策室長 | それぞれの自治体で名前が違うと思いますが、流山市でいうと、例えいじめの重大事態が起きた時に、教育委員会の調査として調査を行う組織を「いじめ対策調査会」と呼んでいます。 |
| 羽中田委員 | 同じ組織ということですね。その場合は報告書を作成することになりますが、その調査書は公開されるのですか。公開の条件はいろいろあるかと思いますが、流山市の場合はどのように扱っているのですか。 |
| いじめ防止相談対策室長 | 報告書の公表については、今年の2月14日に流山市としての報告書の公表方針を策定していますので、それに沿って公開していくことになります。被害児童生徒本人・保護者の意向をまず第一に確認し、その上で方針に沿って公開する・しないとしています。 |
| 羽中田委員 | それは要望により公開するということですか。 |
| いじめ防止相談対策室長 | 特段の支障がない限り、公表することが望ましいとされているのですが、保護者から公開しないで欲しいという要望があればしません。 |

| | |
|--------|--|
| 吉田教育長 | ほかに御質問はありますか。 (特になし との声あり) |
| 吉田教育長 | 特にないようですので、質疑等を終結します。 議案第31号は、一部修正の上可決することに御異議ありませんか。 |
| 吉田教育長 | (異議なし との声あり) |
| 吉田教育長 | 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、一部修正の上可決することに決しました。 次に、議案第32号「教育委員会表彰について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。 |
| 学校教育部長 | 教育委員会表彰は、流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号及び第6条の規定に基づき、流山市教育委員会教育長が行う表彰です。本年度教育委員会表彰者とし、東小学校 友谷 円主管教諭、市野谷小学校 小野 範子養護教諭の2名を推薦します。流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号では、表彰の基準は「多年教員として勤務し、職務上の成績が特に優秀で、他の模範とするに足る者」とされています。推薦申し上げた2名は35年以上の長きにわたり、学校教育に大きな功績を上げた教諭となります。 |
| 吉田教育長 | 本案について質疑等ありましたらお願ひします。 (特になし との声あり) |
| 吉田教育長 | 特にないようですので、質疑等を終結します。 議案第32号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 |
| 吉田教育長 | (異議なし との声あり) |
| 吉田教育長 | 御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり可決することに決しました。 |

次に、各課等事務連絡に移ります。指導課からお願ひします。

指導課長

(流山市小学校ミニバスケットボール大会結果について、全国及び関東中学校駅伝競走大会結果について)

文化芸術・生涯学習課長

(令和8年成人式の開催について、中央図書館臨時窓口閉鎖について(中央図書館完全休館))

吉田教育長

以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願ひします。

吉田教育長

ミニバスケットボール大会は今年度が最後ということで、来年度からその代わりになるものはないのかと聞かれことがあるのですが、何かそうしたものはあるのですか。

指導課長

小学校はミニバスケットボール大会も音楽発表会も終わりになりますので、何かしら子どもたちの活躍や表現の場を確保していくことも必要ではないかと、市教育委員会としても考えています。来年度小学校で、子どもたちが表現をしたり歌やダンスをしたりといった活動で、達成感が持てるような授業・プログラムを実施できればと考えています。ミニバスケットボール大会の代わりということではありませんが、ひとつの活動としてやっていければと考えています。

吉田教育長

図書館の休館は、いつまでの予定ですか。

文化芸術・生涯学習課長

1月13日から2月末までを考えています。

吉田教育長

そのお知らせは別途市民の方にもすると思いますが、どのようなお知らせをしたかをまた教育委員の方にも伝えてください。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたし

ました。

以上で、令和7年流山市教育委員会会議第12回定例会を終了します。

(閉会 午前10時35分)